

個人情報保護制度 改正のポイント

1 改正の狙い

(1) デジタル社会への対応

ネットワーク環境の高度化・ビッグデータの活用といったデジタル化の進展に合わせて、従来の縦割り型の個人情報保護法制において課題となっていた「規律の不均衡・不整合」を是正し、個人情報の利活用と保護の良好なバランスを実現する。

(2) データの流通確保

国においてはデジタル庁が創設され、国・地方公共団体における情報システムの標準化・共通化や、教育、医療、防災等の各分野における一層のデータ連携等を指向する中で、官民相互のデータ流通を個人情報保護の観点から適正に規律し、個人の権利利益を引き続き十分に保護（安易に利用させないことこそが個人の権利利益の保護であるという思想を転換）

(3) 国際的な制度調和

G D P R（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則。2016年4月制定、2018年5月25日発効）充分性認定への対応など、国際的な制度調和のための国内制度環境を整備する。

2 経過

令和3年5月19日公布（デジタル改革関連法）

- ① デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
- ② デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）

③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）

➡ ③の整備法第51条により、「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体に影響する改正については、令和5年4月1日から施行されることになった。

3 概要「2つ一元化」

（※ 別紙参照）

(1) 法制の一元化

3つの法律と無数の自治立法（2000を超える条例群）という縦割り思想に基づく規律から、1つの法律による統一的な方針の下での規律へ転換

3つの法律と2000を超える条例群は、同じ個人情報保護制度でありながらも、個人情報の定義をはじめ、義務規定、例外・適用除外、罰則などの各条項で不統一があり、このように多様な規律が乱立していることが、国内外の情報流通を阻害する1つの要因となっていると指摘されていた。

デジタル社会を迎えて公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となっていることに対応するため、「個人情報保護に関する法律」の下に、個人情報に関する規律を集約し、官民・事業分野を横断してのデータ流通にも対応した統一的な法として整理する。

ただし、これにより「規律の不均衡・不整合」が是正される一方で、従来の縦割り型の個人情報保護法制は大幅な構造転換・再編を余儀なくされることになる。

(2) 所管（監督機関）の一元化

官民を問わず、個人情報保護委員会が国（の行政機関）・自治体（議会を除く。）・民間事業者を一括して監視・監督する。

個人情報保護委員会のガイドラインや助言を通じて、制度の一体的な運用を図る。

(3) 規律の内容

地方公共団体に対しては、第5章「行政機関等の義務等」の規定が適用される。

内容としては、これまで国の行政機関を対象とする規律であった「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」と同等の内容となっている。

4 既存の条例（法制度）への影響

(1) 条例の廃止・制定

法制の一元化に伴い、個人情報保護制度の根拠法が市の条例から「個人情報の保護に関する法律」に変わることに伴い、現行の条例は廃止する。

同法において条例で定めるべき事項とされたものについて、新条例（法施行条例）を整備する。

(2) 審査会の役割の変化

所管（監督機関）の一元化に伴い、新法では、独立行政委員会である「個人情報保護委員会」が一括して個人情報保護制度を所管し、1つの法律の下、ガイドラインや助言を通じて、制度の一体的な運用を図ることとされた。

これまで、市では、条例に基づく個人情報保護制度（及び情報公開制度）の適正な運用を図るため、第三者機関として「日高市情報公開・個人情報保護審査会」を設置し、諮問・答申や意見を通じて、制度の骨子から、新たな事例や境界事案への対応といった個別の運用にまで幅広く関与を受けてきた。しかし、新法下の個人情報保護制度については独自の解釈や運用が認められていないため、必然的にその役割は縮小されることになった。（なお、情報公開制度については、法改正の影響を受けないため、従前どおり）

(3) 保護水準への影響

現行の条例は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平

成15年法律第58号)」に準拠するかたちで個人情報保護に関する規律を定めていた。

そのため、同法の規律を引き継ぐかたちで定められた新法第5章（行政機関等の義務等）の規定が直接適用されることになっても、個人情報の保護については同等の水準が保たれることになる。

5 保護内容の異同

	現行	改正後
適用機関	議会 市長 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	（議会を除く。） 市長 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会
「個人情報」の定義	同等 ・ 死者の情報含まず	
要配慮個人情報の範囲・取扱い	同等	
利用目的の明示	同等	
取得の制限	本人からの直接取得の原則（例外あり）	不正な取得を禁止
保有の制限	同等	
正確性の確保	同等	
安全管理措置・従事者の義務	同等 ・ オンライン結合制限なし	

漏えい等の報告等	なし	重大事案については、個人情報保護委員会へ報告した上で、本人へ通知
利用・提供の制限	同等	
個人情報等の提供を受ける者への措置要求	同等	
外国にある第三者への提供	なし	日本と同等の保護水準に満たない外国の場合は、本人の同意が必要
個人情報ファイル簿の作成・公表	同等	
開示、訂正及び利用停止	<ul style="list-style-type: none"> 原則として15日以内（最長60日以内の開示） 法定代理人（未成年者の保護者、成年被後見人）のみ代理請求ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として30日以内（遅くとも60日以内の一部を開示） ⇒ ただし、標準処理期間を15日に設定することにより同等の水準を確保することが可能 法定代理人のみならず、委任による代理人（任意代理人）でも代理請求ができる。
開示請求にかかる費用負担	実費負担（コピー代・郵送料）	条例で定める開示手数料の徴収ができる ⇒ 手数料は無料とし、代わりに実費負担（コピー代・郵送料）とすることにより同等
審査請求手続	同等	

審議会等への諮問	実施機関の求めに応じ、制度全般・個別の個人情報取扱いの判断について幅広く意見具申	関与の範囲の縮小 (実施機関が法やガイドラインに基づき定める運用の細則やその在り方について意見具申) (除外事項：個別の個人情報の取扱いの判断に関する疑義は、個人情報保護委員会に助言を求めることとされた。)
個人情報保護委員会の関与・監督	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例内容を届け出 ・ 重大漏えい事案の報告 ・ 毎年度の施行状況調査

6 その他

(1) 議会の個人情報保護

地方公共団体の議会については、国において法律の適用対象が行政機関に限られ、国会や裁判所は適用対象から除かれていることとの整合性を図るとの理由で、法律の適用対象・個人情報保護委員会の監督対象から除外されている。

その上で、議会が組織的に保有する個人情報については、法律の定める共通ルールに準じた措置を自律的に講じることが期待されている。

これを受け、全国市議会議長会が「市議会の個人情報の保護に関する条例」の条例(例)を作成・公表している。

その説明によれば、「個々の議員」が保有する個人情報は、「(合議体である)議会」が組織的に、かつ、職務上保有する個人情報には当たらないとされていることから、実質的には事務局職員を対象とした規律となっている。

そして、国と異なり三権分立が当てはまらない地方公共団体においては、

議会事務局の職員の立場は、市長部局や教育委員会の職員の立場と大きく異なるところはない。

以上のことから、条例（例）を基本にして、市長その他の法適用機関と同等の内容とする条例を制定することを予定している。

(2) 情報公開条例の改正

法制の一元化に伴い、日高市情報公開条例の「不開示情報」について所要の改正を行う。

内容としては、国の情報公開制度を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に準じて1項目を追加するもの。

別紙：2つの一元化のイメージ図

改正前：縦割り法制（いわゆる2000個問題）

	民間事業者	独立行政法人等	国（の行政機関）	地方公共団体 （議会を含む）
法令	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）	条例（規則・要綱） ※ 都道府県 47団体 ※ 市区町村 約1700団体
所管	個人情報保護委員会	総務省	総務省	実施機関（市長、教育委員会等、議会） ※ 第三者機関である審議会等が制度・運用に関与

改正後：一元化

	民間事業者	独立行政法人等 （病院・大学等のみ）	国（の行政機関）	地方公共団体 （議会を除く）
法令	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）			
	第4章：個人情報取扱事業者等の義務等		第5章：行政機関等の義務等	
所管	個人情報保護委員会			

